

平成27年度 教育委員会 第20回定例会 議案

1 日 時 平成28年1月22日（金） 午後1時20分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第37号議案 静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則の一部を

改正する規則

…1

<非>第38号議案 教職員の懲戒処分

…非

<非>第39号議案 教職員の懲戒処分

…非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 37 号議案

静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年1月22日提出

静岡県教育委員会教育長

〈概要〉

静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

静岡県立中央図書館は、祝日を休館日としているが、県域全体へのサービス向上を図るため、開館することとし、それに伴い毎月第1、第3及び第5月曜日を資料整理、環境整備等に必要な館内整理日とするため、必要な改正を行う。

2 内容

- (1) 祝日を休館日とする規定を除き、毎月第1、第3及び第5月曜日を館内整理日とする規定を定める。(第13条関係)
- (2) その他必要な改正を行う。(第13条、第23条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則（昭和44年静岡県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用日時)</p> <p>第13条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認める場合には、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。</p> <p>(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで。 ただし、水曜日、木曜日及び金曜日は午後7時までとする。</p> <p>(2) 休館日</p> <p>ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める日。ただし、その日が日曜日に当たる場合を除く。</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律第3条第2項</p>	<p>(利用日時)</p> <p>第13条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認める場合には、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。</p> <p>(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで。 ただし、水曜日、木曜日及び金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条並びに第3条第2項及び第3項に規定する日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）は午後7時までとする。</p> <p>(2) 休館日</p> <p>ア 例月館内整理日</p> <p>(7) 毎月第1、第3及び第5月曜日（月の末日に当たる場合を除く。）ただし、それらの日が休日に当たる場合は、その翌日以降の最初の休日でない日とする。</p> <p>(8) 毎月末日。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たる場合は、その前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。</p> <p>イ 特別整理期間（毎年2週間以内で館長</p>

<p><u>に定める日</u></p> <p>ウ (略)</p> <p><u>エ、例月館内整理日(毎月末日。ただし、その日が日曜日にあたる場合は、その前々日、土曜日にあたる場合は、その前日とする。)</u></p> <p><u>オ 特別整理期間(毎年2週間以内で館長の定める日)</u></p> <p>(施設等の利用日時)</p> <p>第23条 施設等の利用時間及び休館日については、<u>第13条の規定(第1号ただし書及び第2号エを除く。)</u>を準用する。</p>	<p><u>が定める期間)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(施設等の利用日時)</p> <p>第23条 施設等の利用時間及び休館日については、<u>第13条の規定(第1号ただし書を除く。)</u>を準用する。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第20回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 のみ	静岡県教育委員会等の所管する事務に係る行政手続等における 情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正	1
	平成 27 年度ストレスチェック試行の結果	2
	平成 28 年 2 月の主要行事予定	3
1	<非>平成 29 年度静岡県公立学校教員採用選考試験の変更点	非

静岡県教育委員会等の所管する事務に係る行政手続等における
情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正

（教育総務課）

1 概要

「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（平成14年法律第153号）が改正（題名改正）されることに伴い、同法を引用している教育委員会規則を改正する。

2 改正内容

静岡県教育委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則について、第2条第2項第3号ア中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める他、必要な改正を行う。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 電子証明書 申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u>（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定するもの</p> <p>イ～エ（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 電子証明書 申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u>（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定するもの</p> <p>イ～エ（略）</p>

3 改正時期

公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

（件名） 平成27年度ストレスチェック試行の結果

（福利課）

1 目的

公立学校共済組合静岡支部（以下「静岡支部」という。）は、静岡県教育委員会と協働で、静岡支部の組合員（以下「組合員」という。）のメンタルヘルスケア対策の一環として、労働安全衛生法の改正により平成27年12月1日から施行されたストレスチェック制度の円滑な実施に資するため、公立学校共済組合関東中央病院（以下「関東中央病院」という。）が実施しているメンタルヘルスチェック事業を利用して、ストレスチェック試行を実施した。

2 実施概要

(1) 実施対象者

平成27年9月1日現在、組合員である者（任意継続組合員は除く）。

(2) 実施方法

関東中央病院が用意するウェブシステム（以下「システム」という）により実施した。検査の結果、ストレスが高いと判定された者には、システム上で、面接相談の案内を行った。面接相談を実施して、臨床心理士等が専門医を受診する必要があると判断した場合には、組合員に直接受診の勧奨をすることとした。

(3) システム入力期間

平成27年11月1日（日）～平成27年11月30日（月）

(4) 費用の負担

ストレスチェック試行に要する費用は、公立学校共済組合本部が負担した。

3 実施結果

(1) 実施率

区分	全体	内 訳						
		県				市町		その他
		事務局	教育機関	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	
対象者数 a	26,169人	369人	138人	5,211人	2,111人	10,783人	6,269人	1,288人
実施者数 b	11,410人	224人	98人	3,025人	1,310人	4,109人	2,090人	554人
実施率 b/a	43.6%	60.7%	71.0%	58.1%	62.1%	38.1%	33.3%	43.0%
高ストレス者数 c	160人	3人	0人	52人	18人	50人	24人	13人
高ストレス者率 c/b	1.4%	1.3%	0.0%	1.7%	1.4%	1.2%	1.1%	2.3%
面接相談希望者	4人	0人	0人	1人	1人	2人	0人	0人

※「高ストレス者」の判定は、「平成27年度ストレスチェック試行」の実施に当たり、関東中央病院が定めた基準による。

※「面接相談希望者」は、「平成27年度ストレスチェック試行」の実施に当たり、関東中央病院が実施した臨床心理士による面接相談の希望者。

(2) 仕事のストレス判定結果

下表のとおり、A「仕事の量的負担・仕事のコントロール」については、一部を除いて改善が必要な状況にあり健康リスクは全国平均よりやや高めであるが、B「上司の支援・同僚の支援」については良好なことにより健康リスクが全国平均を下回っており、総合健康リスクはすべて全国平均を下回る結果であった。

（表） 仕事のストレス判定

区分	事務局		教育機関		県立高等学校		県立特別支援学校		小学校		中学校	
	全国平均	支部平均	全国平均	支部平均	全国平均	支部平均	全国平均	支部平均	全国平均	支部平均	全国平均	支部平均
A 仕事の量的負担	8.4	8.9	8.3	8.4	8.3	8.8	8.0	9.1	8.1	10.0	8.3	9.7
A 仕事のコントロール	8.0	7.8	8.0	9.0	8.0	8.2	7.9	7.8	7.9	8.3	8.0	8.2
B 上司の支援	7.4	8.7	7.4	9.5	7.4	8.0	7.2	8.4	7.2	8.8	7.3	8.6
B 同僚の支援	8.1	9.2	8.1	10.1	8.1	8.6	8.1	8.9	8.1	9.3	8.1	8.9
Aによる健康リスク	100	104	100	92	100	101	100	107	100	109	100	107
Bによる健康リスク	100	79	100	66	100	90	100	82	100	76	100	81
総合健康リスク	100	82	100	61	100	91	100	88	100	83	100	87

※全国平均は、平成11年度労働省「作業関連疾患の予防に関する研究」の実績により公表している数値を基に、支部の男女比に応じて算出している。

※色塗りしたセルは、支部平均が全国平均より良好な状況にあり、それ以外のセルは改善が必要な状況にあるもの。

(件名)

平成 28 年 2 月の主要行事予定

(教育総務課)

日 時	行 事 名	会 場 等
2 / 3 (水) 13:30~16:00	◎教育委員会定例会 (2月第1回)	県庁西館 8階教育委員会議室
2 / 5 (金) 13:30~15:00	◎第 5 回総合教育会議	別館 8階第 1 会議室
2 / 12 (金)	◎第 10 回移動教育委員会	道の駅開国下田みなと第 3 会議室 (下田市内)
2 / 17 (水) 9:30~12:00	◎教育委員会定例会 (2月第2回)	県庁西館 8階教育委員会議室

◎ 全委員 ○ 該当委員のみ